

「不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令案の概要」に関する意見募集の結果について

法務省民事局民事第二課

令和4年1月5日（水）から同年2月4日（金）まで、「不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令案の概要」に関する意見の募集を行いましたところ、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり公表します。

なお、本件に係る省令案は、「不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令」として、令和4年3月24日（木）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

(別紙)

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	我が家もアパートの家主であり、こうした問題には非常に関心があるが、家主世代は高齢の方々が多いため、広くこうした法務省の取組を知ってもらうための工夫が必要である。	本案について異議なしとして承ります。 御意見は、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。